

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第459号）

〔共同研究関係文書等部分公開決定審査請求事案〕

（答申日：令和7年9月30日）

第一 審査会の結論

大阪府知事が行った部分公開決定で非公開とした情報のうち、別表に記載した情報については公開すべきである。大阪府知事が行ったその余の判断は、妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 令和4年4月11日、審査請求人は、大阪府知事（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

ただし、実施機関は、のちに審査請求人と協議の上、対象文書を〇〇大学との共同研究に関するものに限定した（他大学のみに係る資料を除外）。

（本件請求の内容）

「令和3年度 インターネット上の人権侵害の解消推進事業に係る共同研究」に関する下記の文書等（動画・画像・音声資料等含む）（起案文書、議事録、協議メモ、担当者メモ、電子メール、FAX、電話記録、文書発送簿、契約書類、収入・支出関係書類その他これらに類するもの等を全て含む）

- ① 共同研究実施の経緯（企画立案、共同研究者募集、共同研究の過程、研究成果発表会の具体等）が明らかとなる一切の文書等
 - ② 共同研究を行った大学（関係者含む）とのやりとりが明らかとなる一切の文書等
 - ③ 本件に係る予算措置、収入および支出等、会計について明らかとなる一切の文書
 - ④ 本件に係る議員対応（府議会議員等）が明らかとなる一切の文書等
 - ⑤ 共同研究の成果物である啓発動画（〇〇大学との共同研究により制作された人権啓発動画「〇〇」ほか、すべての動画）
 - ⑥ 本件に係る記者発表、取材対応、メディア報道関係の文書等
 - ⑦ 本件について寄せられた意見・問い合わせ及びそれらへの対応、インターネット上等の言論及びそれらへの対応に係る文書等（「〇〇」の〇〇年〇月〇日付公開質問状への対応、「府政へのご意見」への対応、電話への対応等）
 - ⑧ 〇〇大学との共同研究による成果物である啓発動画について、制作の経緯や公開に関する判断について等、関係する一連の事実が明らかとなる一切の文書等
 - ⑨ その他、本件に係る一切の文書等
- 2 令和4年6月23日、実施機関は、本件請求の対象となる行政文書（以下「本件行政文書」という。）として（1）のとおり特定し、条例第13条第1項の規定により、公開しないことと決定した部分及び公開しない理由を（2）のように付して、審査請求人に通知した（以下「本件決定」という。）。

なお、実施機関は、同年5月9日に本件請求に係る部分公開決定（以下「本件原処分」という。）を行ったが、本来は非公開とすべき箇所が公開されていたとして本件原処分を取り消し、本件決定を行ったものである。

(1) 本件行政文書

- ア 共同研究実施の経緯(企画立案、共同研究者募集、共同研究の過程、研究成果発表会の具体等)が明らかとなる一切の文書等
- イ 共同研究を行った大学(関係者含む)とのやり取りが明らかとなる一切の文書等
- ウ 本件に係る予算措置、収入及び支出等、会計について明らかとなる一切の文書のうち、支出にかかるもの
- エ 本件に係る議員対応(府議會議員等)が明らかとなる一切の文書等
- オ 本件について寄せられた意見・問合せ及びそれらへの対応、インターネット上等の言論及びそれらへの対応に係る文書等(「〇〇」の〇〇年〇月〇日付公開質問状への対応、「府政へのご意見」への対応、電話への対応等)
- カ 〇〇大学との共同研究による成果物である啓発動画について、制作の経緯や公開に関する判断について等、関係する一連の事実が明らかとなる一切の文書等
- キ その他、本件に係る一切の文書等

なお、実施機関は具体的には以下の文書を特定している。

- ア メール等1～46
- イ メール等47シンポジウム会場借上
- ウ メール等48シンポジウム有識者
- エ メール等49シンポジウム資料印刷
- オ メール等50動画制作
- カ メール等51議会对応
- キ メール等52府民の声・公開質問状
- ク 人権啓発動画「〇〇」(シンポジウムで使用した同動画のショートバージョンを含む)(以下「本件動画」という。)
- ケ 〇〇年〇月〇日 大阪府共同研究議事録
- コ 〇〇/〇/〇 〇〇作成 大阪府警TELメモ
- サ 大阪府人権啓発動画脚本プロット Ver0.01
- シ 大阪府人権啓発動画脚本 Ver2.00
- ス 〇〇/〇/〇@大阪府共同研究 〇〇〇〇問題とは何か
- セ 大学との共同研究に係るシンポジウム(研究成果発表会)発表用資料
- ソ 〇〇/〇/〇 〇〇記事(案)
- タ 動画「〇〇」完成披露試写会チラシ
- チ 「(〇〇大学)動画脚本_〇〇.docx」

(2) 公開しないことと決定した部分及び公開しない理由

公開しないことと決定した部分及び公開しない理由については、別紙①「公開しないことと決定した部分」及び②「公開しないこととした資料等」のとおりであり、現に府民の利用に供することができる状態で管理されているものとして本件決定の対象外としたものについては、③「一般的に公開されている資料等」のとおりである（別紙①②③については略）。

- 3 令和4年6月27日付けで、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、大阪府知事に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第三 審査請求の趣旨

本件決定のうち指摘した箇所（別紙①「公開しないことと決定した部分」の「審査請求の趣旨（非公開部分の公開を求める理由）」）について、非公開とした部分に係る決定を取り消す、との決定を求める。

また、後述する「第四 1（3）」に示したとおり、この決定において存在が示された文書等以外にも該当する文書等があると考えられるため、それらの存在を全て示し、開示する決定を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

1 審査請求書における主張

- (1) 本件決定について別紙①「公開しないことと決定した部分」の「審査請求の趣旨（非公開部分の公開を求める理由）」及び後述する「（3）」で指摘した点が違法不当である。
- (2) 実施機関は、審査請求人による本件請求に対する事務処理において、部分公開決定通知書の誤記載や黒塗り漏れ等により3回にわたり書類差替えを行った挙句、それでもなお誤りが発見されたとして決定取消及び再決定に及んでいる。そしてその再決定文書にもなお誤りがみられる状態である。また、黒塗り漏れにより漏洩してしまった情報について、拡散防止措置等の対応も特段行われていない。

本件に関し、実施機関がこのような極めて杜撰な事務処理を行っているという事実は、本件関係資料の機密性・重要性が「その程度のもの」とであると実施機関が判断している証左にほかならない。黒塗り漏れを犯しても特段問題がないような情報なのであれば、安易に非開示決定で済ますのではなく、最初からしっかりと公開するべきである。

また、審査請求人は報道等により実施機関と〇〇大学の共同研究事業のを知り、強い関心を抱き開示請求に至ったものであるが、実施機関の一連の杜撰な対応は、差別・偏見解消、人権擁護の観点からも強い不安を覚えざるを得ない。差別・偏見解消のためにこそ、情報を無闇に隠蔽するのではなく、しっかりと公開することが必要である。

審査請求人は実施機関に対し、「府の保有する情報は公開を原則」「府が自ら進んで

情報の公開を推進」等と謳う条例前文の趣旨を再確認し、十分な情報公開を行うことを強く求めるものである。

- (3) 今回決定において存在が示された文書等以外にも公開対象に該当する文書等があると考えられる。例えば下記例示のようなものである。いずれも開示資料やインターネット等にて存在がすでに明らかとなっているものであったり、また、事態の重大性等に鑑みて文書等が存在しないことが考えられないものである。それらについて、存在すら示さないことは違法不当であるから、あらためて関連文書等精査の上、存在するものはすべて示し、開示する決定を求める（なお、下記はあくまで例示であり、ここに示したものの以外にも関連文書等が存在する可能性は高いものと思料される）。

<例示>

- ア 「令和3年度 インターネット上の人権侵害の解消推進事業に係る共同研究 募集要領」（以下「募集要領」という。）、「令和3年度インターネット上の人権侵害の解消推進事業」の説明資料（以下「説明資料」という。）及びそれらの起案文書等関係文書等
- イ 「令和3年度インターネット上の人権侵害の解消推進事業 共同研究申請書」（〇〇大学分）（募集要領掲載の様式にて作成した申請書が存在するものと思料される）
- ウ 「情報公開請求関係資料（メール等16）」3頁にて示されている大阪府職員の疑問に対する〇〇大学側の回答等、関連文書等
- エ 「情報公開請求関係資料（メール等42）」2頁にて言及されている「局内説明用の資料」及び関係文書等
- オ 「情報公開請求関係資料（メール等46）」2・4頁にて言及されている「大阪府の方針」に係る文書等
- カ 本件啓発動画の大阪府公式Youtubeチャンネルでの公開を中止した経緯に係る文書等
- キ 本件啓発動画の大阪府としての取扱方針（使用方法等）について示した文書等および関連文書等
- ク 「情報公開請求関係資料（メール等52府民の声・公開質問状）」17-21頁の公開質問状に対し、16頁のとおり回答案を作成していながら回答を行わなかった経緯や府庁内意思決定等に関する文書等
- ケ 本件に係るインターネット上の反応に関する文書等
- コ 本件に係る府庁内情報伝達・報告関係文書等（府知事や関係部門等への報告文書等）
(添付資料1から11について略)

2 反論書における主張

- (1) 弁明書「本件の経過」及び「結論」の記載について

弁明書の「本件の経過」に「請求人からの指摘に基づき、本件原処分には誤りがあったため、実施機関は、本件原処分を取り消して修正のうえ、令和4年6月23日に本件決定を行い、請求人に通知した」等と記載されているが、これは実態と異なる不適正な記述である。

本件原処分取消については、令和4年6月23日に実施機関が電話にて「差し替えでは対応しきれない誤り（警察関係情報の黒塗り漏れ）が発覚したので取消す」等と審査請求人に一方的に通知してきたものであり、審査請求人の指摘によるものではない。むしろ審査請求人は、本件原処分に基づきすでに令和4年5月30日付で審査請求書を提出していたため、本件原処分取消に伴う審査請求書の再作成は大きな負担となることから、取消しではなく差替えとする等、審査請求書を再作成しなくても済むようにしていただきたいと意向を伝えていたところである。

それにもかかわらず審査請求人に責任を押し付けるかのような記載を行い、また、弁明書の経過説明において審査請求人が本件原処分に基づきすでに令和4年5月30日付で審査請求書を提出していた事実にも触れずに済ます等というのは極めて不当・不誠実と言わざるを得ない。

また、弁明書において、審査請求人が審査請求書にて指摘した不適正事務（1（2）に記載）の数々について一切弁明が行われていないのは非常に不可解である。このような重大事項について無視を決め込みながら「結論」において「本件処分は条例等に基づき適正に行われたものであり、何ら違法または不当な点はなく、適法かつ妥当なものである」等と主張するのは余りにも無責任であり、もはや弁明の体を成していないと言わざるを得ない。しかも弁明書送付の際にも、実施機関は別紙の同封を忘れるというミスを犯し、審査請求人の反論書作成時間を奪い、いたずらに手続きを遅延させるに及んでいる。府としての定例的な事務であり、マニュアル等も整備されている情報公開事務において、ここまでミスを繰り返すという信じ難い失態について、実施機関側の猛省と説明を強く求める。

（2）弁明書「弁明の理由」（「第五 1（2）ア」）の記載について

弁明書「弁明の理由」（「第五 1（2）ア」）に「なお、当該大学については、独自で別途、人権啓発動画を制作したところであるが」と記載されているが、まず、この記載について反論する。

開示された〇〇大学〇〇と実施機関のメールのやりとり等を見れば、動画制作に実施機関が深く関与していたことは明らかである。引用のようにあたかも実施機関が無関係であるかのような主張を行うのは実態にそぐわず、実施機関の責任逃れと言わざるを得ない。また、本件に関しては大阪府民の税金が使われている。研究成果発表会開催等に府の予算が充てられているのはもちろん、開示資料に示されている実施機関担当者のメール送信時間等を確認すると、本件につき担当者の夜間・休日の超過勤務が度重なっていたことが見て取れ、その人件費だけを取ってみても、本件につき相当額の府民の税金がつき込まれていることは明白である。

次に、「その内容を巡って、インターネット上で当該大学、担当教員、共同研究に参加した学生への批判的な投稿や、学生の個人情報晒されるなどの被害が生じていると当該大学から報告があったため、実施機関で調査したところ、事実であることを確認した」なる記載について、本件の社会的背景についての説明等を加えながら検討・反論する。

まず、「実施機関で調査したところ、事実であることを確認した」との記述であるが、もしそうであるならばその記録が実施機関に残されているはずである。インターネット上

の問題投稿等を発見した場合、即座にスクリーンショット等の記録を残すことが常識であり、「インターネット上の人権侵害の解消推進事業」を実施している実施機関がそれを知らない・実施しないはずがない。また、もし悪質な問題投稿等を発見したのであれば、警察に相談する等の対応が行われて然るべきであるから、それらの記録も存在するはずである。弁明書の記載が事実であるというなら、それらの資料についても特定・開示することを求める。また、もし「問題というほどでもない投稿しか確認できなかったので記録等は存在しない」等ということなのであれば、その旨明確な説明を求める。

次に弁明書の「学生の個人情報晒されるなどの被害」という記載について検討・反論する。このことについては、〇〇大学自らが学生らの氏名等の個人情報を積極的に公式サイトやプレスリリース等で公開していたこと、また、成人である学生らも自らの判断で積極的にメディア取材に応じる等していたことは審査請求書や開示資料等から明らかである。個人情報を自ら積極的に公開していた事実がある以上、「個人情報を晒される」被害というのはあり得ないことであるといえる。

続いて、「その内容を巡って、インターネット上で当該大学、担当教員、共同研究に参加した学生への批判的な投稿（中略）などの被害が生じている」という記載について検討・反論する。

まず一般論として、世間に何か発信すれば賛同もあれば批判も寄せられることは当然であり、批判を受けることは「被害」等ではない。批判は正当な言論活動・社会活動である。まして本件啓発動画は大学と公的機関の共同研究の成果物であり、研究において批判を受けることを「被害」等と称することはあり得ない。むしろ批判し合っこそ研究成果が高められていくものである。

そもそも、本件啓発動画で取り上げているテーマは、「〇〇」という、非常にデリケートかつ、多様な論点があり意見が分かれている事柄である。このようなテーマに正面から取り組むからには、批判もそれなりに寄せられるであろうことは当然想定されることであり、実際、〇〇大学側も実施機関側もそれをあらかじめ認識していたことは、開示資料等からも推察されるところである。

しかも本件啓発動画に係る批判は、ただ単に「意見の相違」といったことで片付けられない重大な指摘が少なくない。例えば「作中で盗撮・誹謗中傷の投稿を行ったSNS (Twitterに酷似させた見目のもの) アカウント名として実在する第三者のTwitterアカウント名が使用されているが、このことは当該第三者に対する名誉棄損に該当するのではないか」といったものである。（他の引用は略）等々、〇〇当事者らからも非当事者らからもさまざまな疑問点・問題点が指摘されている。

しかし〇〇大学側も実施機関側もこれら批判に真摯に向き合うことなく黙殺し、改善を図ることもないまま引き続き実施機関の事業に当該動画を活用しようとしていることが本件公開請求により明らかとなっている。

本件情報公開請求の一連の手続の中で見えてきたのは、〇〇大学と実施機関が、デリケートなテーマであることを認識していながら、実績作り等のため安易に大学公式サイトでの宣伝や試写会・プレスリリース等の積極的アピールを行い、しかし実際に批判が寄せら

れるや「事なかれ主義」に堕して批判は無視、情報は隠蔽するに至った流れである。しかもその裏では引き続き本件啓発動画を実施機関の事業に活用し実績作りを行おうとしているのである。これは余りに不適正・不誠実と言わざるを得ない。繰り返し述べてきたように、本件動画制作企画は実施機関の共同研究事業であって、実施機関が深く関与しており、府民の税金が投入されている。よってその成果物等は広く公開され、その妥当性等について検証がなされるべきものであり、批判を恐れ隠蔽する等というのは決してあってはならないことである。

実施機関は弁明書において本件動画等について「当該大学及び担当教員から公にしないことを求められており」等と主張している。それが事実であるとするならば、大学・大学教員という社会的責任の大きい立場で、実施機関の事業に積極的に関与し、府民の税金から間接的であれ利益を得ておきながら、「事なかれ主義」で関連資料を公にすることを拒む大学及び大学教員の態度は極めて不当であると言うほかなく、実施機関がその不当な要求に従ってしまうこともまた不当であると言わざるを得ない。そもそも公文書開示請求においては、大阪府を舞台に繰り広げられた「〇〇」を見ても分かるように、むしろ世間から批判を浴びている事柄ほど請求を受けることが多いものであり、批判を浴びているからこそ積極的に公開していくのが公的機関の務めである。〇〇大学側も、いやしくも大学を名乗って公的機関との共同研究に取り組むからには、そのようなことも当然認識していたはずであり、公的機関と同等の情報公開責任を負って然るべきである。「条例 解釈運用基準」64頁には「本条第1項又は第2項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が、当該行政文書の公開に反対する趣旨の意見書（反対意見書）を提出した場合においても、実施機関の決定の内容が第三者の意見に拘束されるものではない」と示されており、実施機関には〇〇大学側の主張に振り回されず、実施機関として毅然とした判断を行うことを強く求めるものである。

- (3) 弁明書「弁明の理由「6 弁明の内容及びその理由について」」（「第五 1 (2) カ」記載）について

別紙①「公開しないことと決定した部分」の「弁明に対する反論」のとおり反論する。

- (4) 弁明書「弁明の理由「7 本件審査請求「別紙2」について」」（「第五 1 (2) キ」記載）について

まず、審査請求人が本件審査請求書にて存在が想定されるものとして提示した「「情報公開請求関係資料（メール等16）」3頁にて示されている実施機関職員の疑問に対する〇〇大学側の回答等、関連文書等」について、弁明書において一切の言及・弁明がないのは不当であり、実施機関の弁明を求める。

また、その他本件審査請求書にて提示したものについて、弁明書においてことごとく「不存在」等と述べられているが、本件共同研究事業のような実施機関の事業を実施するにあたり、実施に係る起案・決裁文書、重要な意思決定に係る記録文書等が一切存在しない等ということは到底考えられない。もしそれが事実であるならば、本件共同研究事業に係る実施機関の事務は極めて杜撰・不適切だったということになり、大変重大な問題であるので、そのことについて実施機関の説明を強く求める。そうでなかったとい

うなら何らかの文書等が存在するはずであるので、それらを特定し開示することを改めて強く求める。

(5) 補記

審査請求人は、報道等により実施機関と〇〇大学の共同研究事業のことを知り、強い関心を抱き、ぜひ本件啓発動画や資料を見て学びたいと考え開示請求を行った。こういった手続には不慣れの素人であるが、市民団体が本件につき実施機関に公開質問状を送付したものの回答を得られなかったと主張しているのを見て、こういったことはただの問い合わせ等で対応していただける話ではないのかもしれない、でもきちんとした手続を取れば動画や資料を見せていただけるのではないかと考え、俄か勉強でたどたどしいながら開示請求手続に取り組んだものである。

しかしながら、本件請求に係る実施機関の一連の杜撰な対応は驚くばかりで、公的機関の情報公開のあり方としてはもちろん、差別・偏見解消、人権擁護の観点からも強い不安を覚えざるを得ない。差別・偏見解消のためにこそ、情報を無闇に隠蔽するのではなく、しっかりと公開することが必要である。

審査請求人は実施機関に対し、「府の保有する情報は公開を原則」「府が自ら進んで情報の公開を推進」等と謳う条例前文の趣旨を再確認し、十分な情報公開を行うことを改めて強く求める（添付書類 略）。

3 再反論書における主張

今般実施機関より提出された意見書の内容は、今回主たる開示請求の対象となっている人権啓発動画及び関連資料について、「制作に携わった学生個人の権利利益を侵害するおそれがある」「法人（〇〇大学）に対する社会的評価やブランドの低下となる」「法人（〇〇大学）との信頼関係が失墜し、大阪府の事務執行に著しい支障を及ぼすおそれがある」「新たな問題への対応など、大学や府に著しい経済的不利益（業務量の増等）を生じるおそれがある」等と主張するものである。しかしこれらの主張は極めて妥当性を欠くものである。以下具体的に述べる。

(1) 「制作に携わった学生個人の権利利益を侵害するおそれがある」との主張について

そもそも本件啓発動画は、「令和3年度インターネット上の人権侵害の解消推進事業（共同研究）」の一環として実施機関と〇〇大学との共同研究という形で制作・公開されたものである。学生らが私的なサークル活動等で独自に動画を制作したわけではなく、大学の授業の一環として担当教員（〇〇（〇〇））の指導と実施機関の関与のもと制作・公開されている。ジェンダーを専門とする大学教員と大阪府内の人権行政を司る大阪府人権局という、いわばその道のプロ中のプロが指導監督していたものなのであるから、その内容や取扱いについての責任は学生らではなく大学や実施機関にあるといえるのは当然である。とりわけ、本共同研究は実施機関が主体となって企画・実施されたものであることや、公的機関は公平・中立が求められる立場であること等を考えれば、実施機関の責任は特に大きいものであるといえる。

本件動画に関しては、「〇〇」という、非常にデリケートかつ、多様な論点があり意見

の分かれる事柄を取り扱っていたため、賛否さまざまな意見がインターネット上で発信されていた。しかし、前述のとおり本件動画に係る責任が学生らではなく大学や実施機関にあることは明白であったため、批判的意見があってもそれはもっぱら大学や実施機関に対してのものであったというのが実態である。

府側は本件動画に関し「その動画の制作に携わった学生達に対して、インターネット(SNS)上において、誹謗中傷を含む攻撃的言動を受けており」等と主張しているが、令和4年7月25日付反論書でも指摘したとおり、もし本当にそのようなことがあったのであれば、その記録が実施機関に残されているはずである。インターネット上の問題投稿等を発見した場合、即座にスクリーンショット等の記録を残すことが常識であり、「インターネット上の人権侵害の解消推進事業」を実施している実施機関がそれを知らない・実施しないはずがない。また、もし本当に悪質な問題投稿等を発見したのであれば、まさに本件動画の主人公がそうしたように、警察に相談し被害届を提出する等の対応が行われて然るべきであるから、それらの記録も存在するはずである。しかしそのような文書等の存在は一連の開示請求手続の中で一切示されていないのであるから、実施機関側の誹謗中傷云々という主張は実態と異なるものであると考えざるを得ない。

また、そもそも大学や実施機関には、審査請求人の情報開示請求を拒みながら、むしろ自ら本件動画に関する情報を現在においてもなお積極的に発信し続けている矛盾した実態がある。以下例示する。

<〇〇新聞のオンライン無料公開記事（添付資料1（略））>

そもそも本当に本件情報開示が学生らの権利利益を侵害するというのなら、なぜ本記事がいまだにオンライン上で無料公開され続けているのだろうか。本記事には本件動画制作に関与した学生全員の写真や一部学生の氏名、年齢等が掲載されており、公開から3年近くが経過した現在においてもなお広く閲覧され続けている。本件情報開示で学生らの権利利益が侵害されるというのなら、この〇〇新聞のオンライン記事の人権侵害はその比ではないものといわざるを得ず、大学及び府としては真っ先に記事の削除依頼を求めなければならないものであるはずであるが、放置されている状況である。

<〇〇大学公式ホームページの担当教員紹介ページ（添付資料2（略））>

〇〇大学公式ホームページに現在掲載されている、本件動画制作の担当教員（〇〇（〇〇））の社会貢献活動を紹介するページでは、「人権啓発動画「〇〇」制作 役割：出演、助言・指導 大阪府府民文化部人権局人権擁護課 「令和3年度インターネット上の人権侵害の解消推進事業（共同研究）」 〇〇年〇月 - 〇〇年〇月」と、本件動画のことが実績として紹介されている。

本件動画の情報が広まることで学生らの権利利益が侵害されるというのなら、担当教員が大学公式ホームページにおいて自らの実績として本件動画を積極的に取り上げアピールする等という行為は学生らに対する加害行為ということになり、言語道断というほかない。

<〇〇大学公式ホームページの本件紹介記事（添付資料3（略））>

〇〇大学公式ホームページには現在でも本件共同研究についての紹介記事が掲載されている。記事公開直後と比較して、学生氏名の削除等、多少の変更が加えられてはいるものの、制作に携わった学生らの写真等は今なお掲載され続けており、本件動画を積極的に取り上げアピールするものとなっている。本件動画の情報が広まることで学生らの権利利益が侵害されるというのなら、これもまた学生らに対する加害行為ということになり、言語道断というほかない。

そもそも、大学や実施機関が本当に学生保護を第一に考えているのであれば、本件動画が賛否を呼んだ時点で責任者として公式にしっかりと見解を示していなければならなかったはずであるが、その実状はむしろ責任逃れに終始するものであった。

たとえば実施機関は、「府民の声」に寄せられた本件に関する意見に対し「当該動画に関しては、今年度、インターネット上の人権侵害の解消に向けた啓発手法等を検討する目的で、6大学との共同研究を行うなかで、検討の素材として提案のあったものの一つですが、本府の公式 YouTube チャンネルにおいて公開する予定はありません。」等と述べ、本件動画制作に実施機関が深く関与していたことや、府の公式 YouTube チャンネルにおいて動画を公開する方向で準備をすすめていたこと等を隠蔽する、責任逃れといわざるを得ない極めて無責任な回答を行っている（添付資料4（略））。

また、大学と実施機関は、本件動画のことが報道され賛否を呼んだ後もなお、本件動画を人権研修等に活用しようと準備をすすめていたことがこれまでの開示資料（「情報公開請求関係資料（メール等46）」等）により明らかとなっているところである。そしてさらに、本件開示手続の中で、実施機関は文書の黒塗り漏れ等による開示ミスを繰り返し学生らの情報を漏洩させているが、漏洩させた情報の拡散を防ぐ取組みは現在に至るまで何ら行われていない。

これらの実態を考え合わせると、実施機関側の「制作に携わった学生個人の権利利益を侵害するおそれがある」との主張は、ただ単に実施機関や大学の責任逃れのために学生らを利用し、言い訳に使っているだけのものとみるほかなく、極めて不当であり妥当性を欠くものといわざるを得ない。

- (2) 「法人（〇〇大学）に対する社会的評価やブランドの低下となる」「法人（〇〇大学）との信頼関係が失墜し、大阪府の事務執行に著しい支障を及ぼすおそれがある」「新たな問題への対応など、大学や府に著しい経済的不利益（業務量の増等）を生じるおそれがある」との主張について

繰り返し述べてきたとおり、本件動画は大学と公的機関の共同研究の成果物であり、大阪府民の税金も使われている以上、公的な性格を持つものである。そして、(1)でも述べたとおり、本件動画の内容や取扱いについての責任は大学と実施機関にあるといえ、説明責任を避けることはできない。内容に問題がないと考えるのであればその旨しっかりと説明し毅然とした対応をとるべきであるし、問題があったと考えるのであればやはりその

旨具体的に説明し改善策を示すべきである。それなのにそのような当然の責任を果たさないどころか、「批判されるのは嫌だ」「対応で仕事が増えるのは面倒だ」等と言い放って恥じない態度は極めて不当であるというほかない。

しかも、繰り返すが大阪府人権局は大阪府内の人権行政を司る存在である。特にインターネットトラブルに関しては、「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」を所管する等、全国的にみても特別な権限を持ち、府民を導く立場にある。その実施機関が、自らの施策が原因でインターネットトラブルを引き起こしたうえ、事なかれ主義で責任逃れの態度を取り続けているというのだから呆れるほかない。もはや大阪府人権局の存在意義すら問われる重大事態であり、実施機関には猛省の上説明責任を果たすことをあらためて強く求めるものである（添付資料 略）。

第五 実施機関の主張要旨

1 実施機関の弁明書における主張は以下のとおりである。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

(2) 弁明の理由

ア インターネット上の人権侵害の解消推進事業に係る大学との共同研究について

実施機関は、インターネット上の人権侵害の解消を目的として、令和3年度に複数の大学と共同研究を実施し、シンポジウム（研究成果発表会）において研究成果の発表を行ったのち、研究成果を用いた人権啓発のための動画を制作した。

また、共同研究における実施機関の業務のうち、本件審査請求の対象となっている業務については以下のとおりである。

- ・人権侵害解消の手法等の研究のための本件審査請求の対象となった大学（以下「当該大学」という。）及び大阪府警との意見交換
- ・シンポジウムで配付する研究成果資料の作成
- ・シンポジウム会場の借上げ
- ・シンポジウムにおける有識者の選出
- ・研究成果を元にした人権啓発動画の制作
- ・大阪府議会への情報提供、議会对応

なお、当該大学については、独自で別途、人権啓発動画を制作したところであるが、その内容を巡って、インターネット上で当該大学、担当教員、共同研究に参加した学生への批判的な投稿や、学生の個人情報が晒されるなどの被害が生じていると当該大学から報告があったため、実施機関で調査したところ、事実であることを確認した。

イ 条例第8条第1項第1号について

条例第8条第1項第1号は、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものに該当する情報が記録されている行政文書を公開しないことができると規定している。

ウ 条例第8条第1項第4号について

条例第8条第1項第4号は、府の機関（省略）が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるものに該当する情報が記録されている行政文書を公開しないことができると規定している。

エ 条例第8条第2項第2号について

条例第8条第2項第2号は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報が記録されている行政文書を公開しないことができると規定している。

オ 条例第9条第1号について

個人の尊厳の確保、基本的人権の尊重のため、個人のプライバシーは最大限に保護されなければならない。

特に個人のプライバシーは一旦侵害されると、当該個人に回復困難な損害を及ぼすことに鑑み、条例は、その前文において「個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護すること」を明記し、条例第5条において「実施法人は、この条例の解釈及び運用に当たっては、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるものをみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」ことを定めている。

条例第9条第1号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる情報が記録された行政文書については公開してはならないと規定している。

カ 弁明の内容及びその理由について

本件審査請求のうち、審査請求に係る弁明の内容及び理由については別紙①「公開しないことと決定した部分」の「弁明理由」のとおりである。

キ 本件審査請求のうち「第四 1（3）」（対象文書に該当するとされている文書等）について

(ア) 「募集要領、説明資料及びそれらの起案文書等関係文書等」及び「令和3年度インターネット上の人権侵害の解消推進事業 共同研究申請書（〇〇大学分）（募集要領掲載の様式にて作成した申請書が存在するものと思料される）」について

募集要領、説明資料及びそれらの起案文書等関係文書等については、〇〇に加盟している大学に対して共同研究の募集を行った際に用いた説明用資料であり、〇〇に加盟していない当該大学は対象外であることから、当該大学を対象とした、本件情報公開請求の対象範囲には当てはまらない。

(イ) 「「情報公開請求関係資料（メール等42）」2頁にて言及されている「局内資料用

の資料」及び関係文書等」、「情報公開請求関係資料（メール等46）」2・4頁にて言及されている「大阪府の方針」に係る文書等」、「本件啓発動画の大阪府公式Youtubeチャンネルでの公開を中止した経緯に係る文書等」、「本件啓発動画の大阪府としての取り扱い方針（使用方法等）について示した文書等および関連文書等」について

動画試写会後、動画の活用等について検討する資料を作成する予定であったが、中断したため、関係文書等は存在しない。

(ウ) 「情報公開請求関係資料（メール等52府民の声・公開質問状）」17-21頁の公開質問状に対し、16頁のとおり回答案を作成していながら回答を行わなかった経緯や府庁内意思決定等に関する文書等」、「本件に係るインターネット上の反応に関する文書等」、「本件に係る府庁内情報伝達・報告関係文書等（府知事や関係部門等への報告文書等）」について

関係文書等を作成していないため、存在しない。

(エ) 「(ア) から (ウ) 以外の関係文書等」

関係文書等を作成していないため、存在しない。

(3) 結論

以上のとおり、本件決定は条例等に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

2 実施機関説明における主張について

本件共同事業の参加大学に関しては、〇〇の会員大学からの応募がなかったため、大阪府人権施策推進審議会の大学関係者に、共同研究への参加を募った。その後申請書を介さずに参加意思を確認して、参加いただいた。

3 令和6年11月21日付け実施機関の意見書における主張は以下のとおりである。

別紙②「公開しないこととした資料等」の「意見書」のとおり、条例第9条第1号の主張を追加した。

第六 参加人の主張

参加人の参加人意見陳述における陳述はおおむね以下のとおりである。

本件動画の試写会が実施された後、出演した学生について、個人が特定され、その情報がネット上で曝露されるとともに、誹謗中傷が学生個人に対してなされた。

当時は大学として学生を守ることもできたが、学生たちも既に大学を離れている状況からすると、数年たった今の段階で関係文書が公開されてしまうことによって、当時学生であった個人に再び攻撃が向けられるような事態は避けたいと考えている。

現在は〇〇年当時よりも〇〇へのヘイトが強まっていると認識しており、本件動画が公開されることによって、〇〇の人に対して、場合によっては命を脅かすような事態も想定されるのではないかと危惧している。

したがって、本件動画を含め、これら関係文書については、非公開にしていきたい。

第七 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害したりすることのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

2 本件行政文書について

(1) 実施機関は、本件請求に関し対象文書として、第二の2(1)のとおり特定した。

これに対して、審査請求人は本件決定において存在が示された文書等以外にも公開対象に該当する文書等があることが考えられると主張している。したがって、審査請求人が本件決定において対象とすべき文書として主張しているものは、①存在については審査請求人と実施機関との間に争いはなく、対象とすべき文書かについて争いのあるもの、及び②存在について審査請求人と実施機関との間に争いのあるもの、とに分けることができる。そこで、①については下記(2)において、②については「4 審査請求人が存在を主張する文書について」において検討する。

(2) 募集要領、説明資料及びそれらの起案文書等関係文書等に係る文書について

当該文書が存在することについては争いがないことから、これを対象文書としなかったことが不合理といえないか判断する。

募集要領、説明資料及びそれらの起案文書等関係文書等に係る文書については、〇〇に加盟している大学に対して共同研究の募集を行った際に用いた募集要領や説明用資料であり、〇〇に加盟していない〇〇大学は対象外であると実施機関は主張している。

〇〇大学に対しては、〇〇に加盟している大学への募集後に個別に参加意思を確認し、本件共同研究に参加することとなったことが本件行政文書からも推察され、該当の文書について本件請求の対象文書として特定しなかった実施機関の判断は不合理とまではいえない。

以上から、上記部分にかかる実施機関の対象文書の特定については妥当といえる。

3 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

本件決定には、別紙①「公開しないことと決定した部分」及び別紙②「公開しないこととした資料等」があるが、本件を検討するに際しては、別紙①「公開しないことと決定した部分」の判断の妥当性を検討した後、別紙②「公開しないこととした資料等」の判断の妥当性を検討する。

なお、審査請求の趣旨において審査請求人が公開を求めている以下の非公開部分については検討から除外している（別紙①参照）。

- ア 担当教員の携帯電話番号
- イ URL、ID、パスワード
- ウ 担当教員の自宅住所
- エ 見積書を提出した事業者の担当者名及び担当者の印影
- オ 納品書及び請求書を提出した事業者の担当者名及び担当者の印影
- カ 個人特定情報

(1) 本件係争部分について

ア 「公開しないことと決定した部分」について

本件決定において実施機関が「公開しないことと決定した部分」について、審査請求人が公開を求めているのに対し、実施機関は、条例第8条及び第9条に該当し、非公開が妥当であると主張することから、実施機関の掲げる根拠条文に基づき、以下のとおり各情報の非公開事由該当性についてそれぞれ検討する。

- (ア) 「学生の氏名」、「学生についての記載部分(〇〇とされた部分)」、「個人の意見」、「動画のコメント」、「動画試写会の出席者」、「有識者の自宅住所」及び「有識者の金融口座」の条例第9条第1号該当性
- (イ) 「担当教員のメールアドレス」、「学生のメールアドレス」、「担当教員の(大学研究室の)連絡先電話番号」、「法人の印影」、「法人の金融口座」、「大学名」及び「法人のメールアドレス」の条例第8条第1項第1号該当性
- (ウ) 「有識者候補の氏名」、「府議会議員及び会派のメールアドレス」及び「(府民の声)個人の意見」の条例第8条第1項第4号該当性
- (エ) 「警察の組織メールアドレス」、「警察の係名」、「警察の担当者名」及び「警察の内線番号」の条例第8条第2項第2号該当性

イ 「公開しないこととした資料等」について

本件決定において実施機関が全部を非公開とした以下の資料について、審査請求人は公開を求める一方、実施機関は、条例第8条第1項第1号及び第4号該当性を主張し、追加で条例第9条第1号に該当し、非公開としていることから、これらの非公開事由該当性について(7)にて検討する。

- (ア) 本件動画
- (イ) 〇〇年〇月〇日大阪府共同研究議事録

- (ウ) ○○/○/○ ○○作成 大阪府警 TELメモ
 - (エ) 大阪府人権啓発動画脚本プロットVer0.01
 - (オ) 大阪府人権啓発動画脚本Ver2.00
 - (カ) ○○/○/○@大阪府共同研究 ○○○○問題とは何か
 - (キ) 大学との共同研究に係るシンポジウム（研究成果発表会）発表用資料
 - (ク) ○○/○/○ ○○記事（案）
 - (ケ) 動画「○○」完成披露試写会チラシ
 - (コ) (○○大学) 動画脚本_○○.docx
- (2) 「学生の氏名」、「学生についての記載部分(○○とされた部分)」、「個人の意見」、「動画のコメント」、「動画試写会の出席者」、「有識者の自宅住所」及び「有識者の金融口座」について

ア 条例第9条第1号について

条例は、その前文で、府の保有する情報は公開を原則としつつ、併せて、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護する旨を宣言している。また、条例第5条において、個人のプライバシーに関する情報をみだりに公にすることのないように最大限の配慮をしなければならない旨規定している。

本号は、このような趣旨を受けて、個人のプライバシーに関する情報の公開禁止について定めたものである。

同号は、

- ・個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報であって（以下「要件1」という。）
- ・特定の個人が識別され得るもののうち（以下「要件2」という。）
- ・一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる（以下「要件3」という。）

情報が記載されている行政文書を公開してはならない旨定めている。

そして、「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報」とは、個人のプライバシーに関する情報を例示したものであり、「特定の個人が識別され得る」情報とは、当該情報のみによって直接特定の個人が識別される場合に加えて、他の情報と結びつけることによって間接的に特定の個人が識別され得る場合を含むと解される。

また、「一般的に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる情報」とは、社会通念上、他人に知られることを望まないものをいうと解される。

イ 条例第9条第1号の該当性について

(ア) 「学生の氏名」について

「学生の氏名」は特定の個人を識別する情報である。

審査請求人は、大学のホームページや報道機関の記事で学生の氏名について公開されていることをもって公開すべきと主張する。

この点、過去に公表されていた情報であったとしても、その後の事情の変化に

よって、個人の権利侵害の蓋然性が高まった場合には、当該情報は、一般的に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報というべきである。

大学で実施された本件動画試写会後、学生個人がインターネット上で誹謗中傷の対象とされたということであり、これを受けて大学のホームページにおいても学生の氏名の削除を行っていることが認められる。当審査会においても、学生に対し誹謗中傷があったことが確認された。そのような状況の下で、参加した学生の氏名が公開されれば、再度学生個人が誹謗中傷に晒される蓋然性があるといえる。本件のように権利侵害の蓋然性が高い状況では、当該「学生の氏名」は一般的に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。

ゆえに、要件1から3に該当する。

(イ) 「学生についての記載部分（〇〇とされた部分）」について

「学生についての記載部分（〇〇とされた部分）」は、特定の個人が識別される情報である。

「学生についての記載部分（〇〇とされた部分）」については、当審査会において、当該個人のプライバシーに係る情報が、当該個人が特定され得る状態で記載されていることを確認した。このことからすれば、当該部分については、社会通念上、他人に知られることを望まないものといえ、一般的に他人に知られたくないと望むことが正当といえる。

ゆえに、要件1から3に該当する。なお、当該部分は「〇〇」に関する記載ではないため、実施機関は、当該項目名について訂正すべきといえる。

(ウ) 「個人の意見」について

「個人の意見」について、「メール等19」及び「メール等39」において、非公開との判断がなされている。いずれも〇〇大学の担当教員が送付したメールの内容であるから特定の個人が識別される情報であるといえる。

審査会が見分したところ、「メール等19」における意見部分については、作成した動画に関して大阪府での取扱いを尋ねる内容であり、事業に関連する内容であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であるとまではいえない。

一方「メール等39」における意見部分については、事業に関する連絡調整ではなく、個人的な心情について述べた部分といえ、プライバシーに係る情報ということができ、社会通念上、他人に知られることを望まないものといえる。

以上から、「個人の意見」のうち「メール等19」に含まれる部分については、要件1、2に該当するが、要件3に該当しない。一方、「メール等39」に含まれる部分は要件1から3に該当する。

(エ) 「動画のコメント」について

「動画のコメント」については、対象文書の内容から、個人のコメントではなく、大学として準備したコメントにあたるものといえ、特定の個人を識別する情報とはいえない。よって、要件1及び要件2に該当しない。

(オ) 「動画試写会の出席者」について

「動画試写会の出席者」の部分については、特定の個人が識別される情報といえる。

実施機関は、大学が開催した動画試写会の出席者に関する情報が記録されており、これらは特定の個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると主張する。

確かに、動画試写会に参加するかしないかといった選択は個人の自由な判断によるものと言え、どのような事柄に関心があるか等プライバシーに関わる情報とも考えられる。しかし、関心事であると自ら公表しているような事柄についてまで、プライバシーに関する情報として非公開とする理由は乏しいと考えられる。

そして、当該出席者は、SNSで情報を発信するなど自ら積極的にインターネット上での人権侵害について活動を行っていることが認められる。このことからすれば、インターネット上の人権侵害に係る動画の試写会に参加したことについては、社会通念上、他人に知られることを望まないとは考えにくく、当該出席者に係る情報については、他人に知られたくないと望むことが正当とはいえない。

以上から、要件1、2には該当するものの要件3には該当しない。

(カ) 「有識者の自宅住所」及び「有識者の金融口座」について

「有識者の自宅住所」及び「有識者の金融口座」について、審査請求人は、業務を個人として請け負ったのであれば、「事業を営む個人」と主張する。

しかし、シンポジウムに参加したことをもって直ちに「事業を営む個人」に該当するものではない上、自宅住所、金融口座といった情報は、特定の個人が識別される情報といえる。

通常、自宅住所や金融口座情報はプライバシーに係る情報であって、社会通念上、一般に他人に知られたくないと望むことが正当といえる。

以上から要件1から3に該当する。

ウ 以上から、「学生の氏名」、「学生についての記載部分(〇〇とされた部分)」、「個人の意見」のうち「メール等39」に含まれる部分、「有識者の自宅住所」及び「有識者の金融口座」については、条例第9条第1号に該当し、非公開が妥当である。

一方、「動画のコメント」、「個人の意見」のうち「メール等19」に含まれる部分及び「動画試写会の出席者」は条例第9条第1号に該当しない。

(3) 「担当教員のメールアドレス」、「学生のメールアドレス」、「担当教員の(大学研究室の)連絡先電話番号」、「法人の印影」、「法人の金融口座」、「大学名」及び「法人のメールアドレス」について

ア 条例第8条第1項第1号について

事業者の適正な活動は、社会の維持存続と発展のために尊重、保護されなければならないという見地から、社会通念に照らし、競争上の地位を害すると認められる情報その他事業者の正当な利益を害すると認められる情報は、営業の自由の保障、公正な競争秩序の維持等のため公開しないことができる。

同号は、

- ・ 法人（国、地方公共団体、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、土地開発公社及び地方道路公社その他の公共団体を除く。）、その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって（以下「要件4」という。）、
- ・ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの（以下「要件5」という。）」

に該当する情報については、公開しないことができる旨定めている。

本号の「競争上の地位を害すると認められるもの」とは、生産技術上又は営業上のノウハウや取引上、金融上、経営上の秘密等公開されることにより、公正な競争の原理を侵害すると認められるものをいい、「その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、事業者に対する名誉侵害、社会的評価の低下となる情報及び公開により団体の自治に対する不当な干渉となる情報等必ずしも競争の概念でとらえられないものをいう。

イ 条例第8条第1項第1号の該当性について

(ア) 「担当教員のメールアドレス」及び「学生のメールアドレス」について

「担当教員のメールアドレス」及び「学生のメールアドレス」については、団体の事業活動等に関する情報とはいえ、要件4に該当しない。

(イ) 「担当教員の（大学研究室の）連絡先電話番号」について

「担当教員の（大学研究室の）連絡先電話番号」については、団体の建造物内で使用している事業活動に関する情報ということができる。

「担当教員の（大学研究室の）連絡先電話番号」については、大学から教員に対して割り当てられている番号ということができるが、当該電話番号は大学内外から研究等に係る連絡のために設置されるものである。仮にこれを公開すると、外部から当該電話番号に電話をかけ続ける等の妨害行為を容易にするなど、必要な連絡等を円滑に行うという設置目的が達成できなくなり、当該教員の研究活動等を阻害する可能性がある。ゆえにこれを公開することは、当該教員の研究活動ひいては法人の正当な利益を害するということができる。

以上から、要件4、5に該当する。

(ウ) 「法人の印影」について

「法人の印影」については、法人が事業活動において使用するものであるから事業活動に関する情報ということができる。

「法人の印影」について、審査請求人は、不特定多数の目に触れることを容認している印鑑の印影であると思料され、公開が妥当であると主張する。

この点、印鑑の取扱いは、法人によって異なるものであるから、その形状のみによっては、登記の有無を判断することや、法人内での管理の実態を知ることはできない。一般に法人の印影については、印鑑の登記の有無にかかわらず、公開することにより、印章偽造等による不正使用を誘発し、虚偽の書面作成が容易になるなど、

法人等の正当な利益を害することが認められる。

以上から、要件4、5に該当する。

(エ) 「法人の金融口座」について

「法人の金融口座」については、一般的に法人がどのような金融機関を利用し、資産管理をしているかといった内部管理情報に当たり、事業活動に関する情報に当たる。

「法人の金融口座」は、公開することによって取引の安全を害するおそれがある情報と認められ、法人の正当な利益を害する情報といえる。

以上から要件4、5に該当する。

(オ) 「大学名」について

「大学名」については、法人の情報であるといえる。

通常、当該府民の声や公開質問状で否定的な意見の対象となっている大学であるということが公開されることによって、社会的評価の低下を招くおそれのある情報ということが出来る。しかし、本件についていえば、当該大学に係る文書が請求の対象になっており、対象文書として特定された時点で当該大学の情報であることが明らかであるから、「大学名」を公開したとしても、改めて社会的評価の低下を招くことにはつながらない。ゆえに、正当な利益を害するものといえない。

以上から要件4には該当するが、要件5に該当しない。

(カ) 「法人のメールアドレス」について

「法人のメールアドレス」について、当該法人が使用しているアドレスのため法人の情報といえる。

審査請求人は、団体自体が公表している情報と主張している。この点、当審査会で確認したところ、「法人のメールアドレス」については、当該法人がホームページ上で公表していることが認められた。既に法人名が公開されており、当該法人のホームページにて確認できることが明らかな内容といえることからすると、これを公開することによって、団体の正当な利益を害するとは言えない。

ゆえに、要件4には該当するが、要件5には該当しない。

ウ 以上から、「担当教員の（大学研究室の）連絡先電話番号」、「法人の印影」及び「法人の金融口座」については条例第8条第1項第1号に該当し、非公開が妥当である。

一方、「担当教員のメールアドレス」、「学生のメールアドレス」、「大学名」及び「法人のメールアドレス」については条例第8条第1項第1号に該当しない。

(4) 「有識者候補の氏名」、「府議会議員及び会派のメールアドレス」及び「（府民の声）個人の意見」について

ア 条例第8条第1項第4号について

府の機関又は国等が行う事務事業に係る情報の中には、当該事務事業の性質、目的等からみて、執行前あるいは執行過程で公開することにより、当該事務事業の実施の目的を失い、又はその公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼし、ひいては、府民全

体の利益を損なうおそれのあるものがある。

また、反復継続的な事務事業に関する情報の中には、当該事務事業実施後であっても、これを公開することにより同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又は公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすものもある。このような支障を防止するため、これらの情報については、公開しないことができる。

同号は、

- ・府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であって（以下「要件6」という。）
- ・公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの（以下「要件7」という。）

に該当する情報については、公開しないことができる旨を定めている。

本号の「府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務」の部分は、府の機関又は国等の機関が行う代表的な事務を例示したものである。

さらに、本号における「おそれのあるもの」に該当して公開しないことができるのは、当該情報を公開することによって、「事務の目的が達成できなくなり」、又は「事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼす」程度が名目的なものに止まらず具体的かつ客観的なものであり、また、それらの「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性でなく法的保護に値する蓋然性がある場合に限られる。

イ 条例第8条第1項第4号の該当性について

(ア) 「有識者候補の氏名」について

「有識者候補の氏名」については、シンポジウムの有識者候補の氏名であるから、本件事業の事務に関する情報といえる。

当該資料がシンポジウム出席の有識者候補をリスト化した文書であるところ、候補にあげること自体を本人に伝えているわけではなく、あくまで内部情報として作成されたものである。とすれば、本人が認識しないところで候補として挙げられていたことや選ばれなかったことを快く思わない当事者がいても何ら不思議ではなく、有識者の選出が必要な事務において、候補とされた有識者との信頼関係を維持できなくなるなど、事務の執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるといえる。

しかし、本件についていえば、有識者候補が他の情報によって特定され得る状態になっている状況において、氏名が公開されることによって事務に新たな支障が生じるとはいえない。

以上から、「有識者候補の氏名」は、要件6には該当するが、要件7には該当しない。

(イ) 「府議会議員及び会派のメールアドレス」について

「府議会議員及び会派のメールアドレス」については、当審査会が確認したとこ

る、府庁内部での情報伝達のために利用されるメールアドレスに当たり、議会对応についての事務に関する情報といえる。

「府議会議員及び会派のメールアドレス」のうち「会派のメールアドレス」は府庁内部においても必要な担当者にも提供されて外部に公開することが想定されていない。仮にこれを公開すると、当該アドレスに大量のメールを送り付けるなど妨害行為を可能ならしめ、その結果、適時適切な情報伝達ができなくなる等当該事務に著しい支障を及ぼすおそれがあり、これは現実的なおそれといえ、法的保護に値する蓋然性があるといえる。

また、「府議会議員のメールアドレス」については、個人アドレスとしての側面もあり、その公開非公開については議員に委ねられているところ、当該議員に嫌がらせを働く人間によって業務妨害が想定される。これを公開することによって実施機関との信頼関係が破壊されるとともに、情報伝達事務に著しい支障を及ぼすおそれがあり、これは現実的なおそれといえ、法的保護に値する蓋然性があるといえる。

以上から、「府議会議員及び会派のメールアドレス」は、要件6、7に該当する。

(ウ) 「(府民の声) 個人の意見」について

「(府民の声) 個人の意見」については、府民の声制度に基づいて提出された意見であるから、事業に関する情報といえ、要件6に該当する。

府民の声の提出の際、掲載を希望しないとの項目にチェックがついているものが存在する。これは同制度において、府民の声の提出者がこの項目にチェックをつけることによって、提出した意見が公表対象から除外されるものである。にもかかわらず、これを公開してしまうと同制度への府民の信頼が失われ、府民が安心して意見表明を行う制度趣旨が損なわれてしまい、府民から広く意見を聞くという事務の目的を達成できなくなってしまうといえ、要件7に該当する。

加えて、実施機関は、「(府民の声) 個人の意見」については、差別を助長するおそれがある意見等が記録されており、公にすることで大阪府の業務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると主張する。

この点、府民の声のうち掲載を希望しないにチェックが入っていないものについては、意見を提出した府民にとっては、公開されることが想定されたものといえる。しかし、ホームページ上では「府民の声」の公表の考え方として公表しない項目等が示してあり、「社会的差別を助長するおそれがあるもの」もその一つである。対象文書内でも社会的差別を助長するおそれがあると目される記載を除外したかたちで府民の声の公表内容を検討していることが読み取れる。

人権局が実施する事業は、すべての人の人権が尊重される豊かな社会を実現するため、「一人ひとりがかげがえのない存在として尊重される差別のない社会の実現」

「誰もが個性や能力をいかして自己実現を図ることのできる豊かな人権文化の創造」を基本理念に総合的な施策の推進を行うものである。中でも、「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」(令和4年大阪府条例第48号)はインターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害を防止し、府民

の誰もが加害者にも被害者にもならないようにすることをめざして制定されたとのことであった。このような条例を推進していく立場である中、「社会的差別を助長するおそれがあるもの」に当たる記載を公開することは関係者の理解、協力を得ることを著しく困難にし、事務の適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある。これは現実的なおそれといえ、法的保護に値する蓋然性があるといえる。

また、府民の声は、府政に寄せられた意見の公表を行う制度であるところ、このような公表制度を利用して、「社会的差別を助長するおそれがある」記載を拡散することを許容するものではない。今回の対象文書となった府民の声についても、公表すべきではない情報がないかスクリーニングを行っており、このスクリーニングによって「社会的差別を助長するおそれがあるもの」とされた部分等についてこれを公開してしまうと、当該情報を府民の声の制度を利用して拡散することとなり、府民の声の制度に対する信頼を低下させるなど、当該事務に著しい支障が生じるおそれがあり、これは現実的なおそれといえ、法的保護に値する蓋然性があるといえる。

どのような情報がここにいう「社会的差別を助長するおそれがあるもの」に該当するかについては、人権施策を進める人権局における一次的判断が尊重されるべきであって、明らかに「社会的差別を助長するおそれがあるもの」といえないものを除いてはこれに該当するものとして取り扱うべきである。

当審査会で見分したところ、末尾の別表記載の部分については、思想信条を反映させるような表現には当たらず、明らかに「社会的差別を助長するおそれがあるもの」に該当しないものといえ、事務に著しい支障が生じるとはいえない。しかし、その他の部分については、明らかに「社会的差別を助長するおそれがあるもの」に該当しないとはいえないため、これを公開することで、事務に著しい支障が生じるおそれがあり、これは現実的なおそれといえ、法的保護に値する蓋然性があるといえる。

以上から、「(府民の声) 個人の意見」について、別表記載部分以外は要件7に該当する。

ウ 以上から、「府議会議員及び会派のメールアドレス」、「(府民の声) 個人の意見」のうち掲載を希望しないとの項目にチェックがついているもの及び別表記載部分以外については、条例第8条第1項第4号に該当し非公開が妥当である。

一方、「有識者候補の氏名」及び「(府民の声) 個人の意見」のうち別表記載部分については、条例第8条第1項第4号に該当しない。

(5) 「警察の組織メールアドレス」、「警察の係名」、「警察の担当者名」及び「警察の内線番号」について

ア 条例第8条第2項第2号の該当性について

条例第8条第2項第2号は、公安委員会と警察本部長が保有する「公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」情報に限定して適用されるところ、本件の対象文書は知事部局の府民文化部人権局が保有する情報であることから、内容について

当該条文の該当性を検討するまでもなく、本号には該当しないものといえる。

イ 以上から、「警察の組織メールアドレス」、「警察の係名」、「警察の担当者名」及び「警察の内線番号」については条例第8条第2項第2号に該当しない。

(6) その他の非公開事由の該当性について

ア 上記のように実施機関の主張に基づいた場合、当該非公開事由該当性がないという判断になる場合であっても、他の非公開事由に該当する情報といえる場合は、結論として非公開が妥当と考えられるため、以下のものについて検討する。

(ア) 「担当教員のメールアドレス」、「学生のメールアドレス」及び「有識者候補の氏名」の条例第9条第1号該当性

(イ) 「警察の組織メールアドレス」、「警察の係名」及び「警察の内線番号」の条例第8条第1項第4号該当性

(ウ) 「警察の担当者名」の条例第8条第1項第5号該当性

イ 「担当教員のメールアドレス」、「学生のメールアドレス」及び「有識者候補の氏名」の条例第9条第1号該当性について

(ア) (2) アの要件に基づいて以下のとおり検討する。

(イ) 「担当教員のメールアドレス」及び「学生のメールアドレス」について

「担当教員のメールアドレス」は法人から与えられたメールアドレスであったとしても、その使用については、担当教員に任されていることからすれば、個人に関する情報であって、特定の個人を識別する情報であるといえる。また、「学生のメールアドレス」についても「担当教員のメールアドレス」と同様のことがいえる。

「担当教員のメールアドレス」については、動画試写会の広報チラシ及び大学ホームページに担当教員が掲載していたことが確認できる。しかし、試写会の周知という一定目的のために一定の期間一定の相手に提供することを想定して公表した情報であったとしても、それをもってこれを公知の情報ということまではいえず、以後何人に対しても公開されることまで想定した情報ということとはできない。また、メールのやりとりの中で特定の相手方に示す趣旨でメールアドレスが記載される場合も、これを広く公にする意図があるわけではないといえる。ゆえに、社会通念上、他人に知られることを望まないものといえる。

よって、要件1から3に該当する。

「学生のメールアドレス」については、一般に公開されているような情報とはいえず、社会通念上他人に知られることを望まないものといえる。よって、要件1から3に該当する。

(ウ) 「有識者候補の氏名」について

前掲のように、当該本人は知らない状態で氏名が資料に掲載されている状態となっている。このことからすれば、当該本人にとっては、社会通念上、他人に知られることを望まない情報といえ、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報といえる。よって、要件1から3に該当する。

(エ) 以上から、「担当教員のメールアドレス」、「学生のメールアドレス」及び「有

識者候補の氏名」は条例第9条第1号に該当し、非公開が妥当である。

ウ 「警察の組織メールアドレス」、「警察の係名」及び「警察の内線番号」の条例第8条第1項第4号該当性について

(ア) (4) アの要件に基づいて以下のとおり検討する。

(イ) 「警察の組織メールアドレス」について

「警察の組織メールアドレス」は、府警の事務に関する情報といえる。

当審査会が確認したところ、当該警察の組織メールアドレスは組織代表メールアドレスといったものではなく、外部との連絡を取る際に使用が必要となる情報であって、必要最小限の相手にしか提供されないものである。そのため、これについて公開された場合、警察活動の妨害に利用され、緊急事態への対応が困難となる等、警察活動業務の適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるものといえる。これは現実的なおそれといえ、法的保護に値する蓋然性があるといえる。

以上から、要件6、7に該当する。

(ウ) 「警察の係名」について

「警察の係名」は府警の事務に関する情報といえる。

大阪府警本部の警察組織内部の体制等に関する情報については、これらを公開すれば、警察組織の体制等が容易に推察され、犯罪を企図する者をして犯罪の実行を容易ならしめるとともに警察活動に対する対抗措置がとられるおそれがあり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他公共の安全と秩序の維持等の事務の目的が達成できなくなり、警察活動事務の公正かつ適切な執行に著しい支障をおよぼすおそれのあるものといえる。また、これは現実的なおそれといえ、法的保護に値する蓋然性があるといえる。

以上から、要件6、7に該当する。

(エ) 「警察の内線番号」について

「警察の内線番号」は、府警の事務に関する情報といえる。

「警察の内線番号」については、警察活動の妨害を企図する者にとって当該情報を公開すると、外部から特定の電話番号に電話をかけ続ける等の妨害行為を容易にすることが考えられる。そのような場合、警察内部における連絡調整等を円滑に行うという警察電話の設置目的が達成できなくなり、警察活動に著しい支障を及ぼすおそれのあるものといえる。これは現実的なおそれといえ、法的保護に値する蓋然性があるといえる。

以上から、要件6、7に該当する。

(オ) 以上から「警察の組織メールアドレス」、「警察の係名」及び「警察の内線番号」は条例第8条第1号第4号に該当し、非公開が妥当である。

エ 「警察の担当者名」について

(ア) 条例第8条第1項第5号について

本号は、個人の生命等の保護、犯罪の予防等、その他の公共の安全と秩序の維持の観点から定めたものであり、府が保有する情報の中には、公開すると情報提供者、

犯罪の被疑者又は参考人等の生命、身体、財産等を保護することが困難となるものや犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序を維持する活動の遂行を阻害し、又は効率的に行うことができなくなるものがある。そのような事態を防止するため、これらの活動に支障を及ぼす情報については公開しないことができるとするのが本号の趣旨である。

本号の「個人の生命、身体、財産等の保護に支障を及ぼす」とは、公開することにより、犯罪、違法行為、不正行為等の情報提供者、犯罪の被疑者、参考人、捜査員等が特定され、その結果、これらの人が危害を加えられたりするおそれがある場合や特定個人の行動予定、家屋構造などがわかり、これらの人が犯罪の被害を受けるおそれがある場合などをいう。

(イ) 条例第8条第1項第5号該当性について

警察業務は、警察法（昭和29年法律第162号）第2条第1項に「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共安全と秩序の維持に当たることをもってその責務とする。」とあり、犯罪捜査及び警察規制等を目的としている。

また、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）において、犯罪捜査権は主として警察官によって行使されることが予定されており、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の規定に基づき、実力行使等の行政上の権限が警察官に与えられているところ、警察官は、犯罪現場や警察規制の現場等で、直接被疑者や被規制者と対峙して、逮捕や規制の結果を直接かつ強制的に実現することとなる等、その職務は、その相手方個人や組織から反発、反感を招きやすいものである。

このように、警察の業務は、相手方からの反発、反感を招きやすく、警察職員は、攻撃や懐柔の対象とされるおそれがあり、その氏名等を公にすることにより、個人が特定され、当該警察職員やその家族が襲撃を受ける等危害が加えられ、ひいては、公共安全や秩序の維持に支障が生じるおそれがある。とりわけ、警部補以下の警察職員の場合は、職務質問等の街頭警察活動や犯罪捜査に直接従事することが想定されることから、氏名等を非公開とする必要があるというべきである。

本件の担当者については、警部補以下の警察職員に該当することから、担当者名を公開すれば、個人が特定され、当該警察職員やその家族が襲撃の対象とされるおそれがあり、当該担当者等の生命、身体の保護に支障を及ぼす場合に該当する。

以上から、「警察の担当者名」については、条例第8条第1項第5号に基づき非公開が妥当である。

(7) 公開しないこととした資料等について

ア 実施機関が本件決定において「公開しないこととした資料等」は以下のとおりである。

(ア) 本件動画

(イ) ○○年○月○日大阪府共同研究議事録

- (ウ) ○○/○/○ ○○作成 大阪府警TELメモ
- (エ) 大阪府人権啓発動画脚本プロット Ver0.01
- (オ) 大阪府人権啓発動画脚本 Ver2.00
- (カ) ○○/○/○@大阪府共同研究 ○○○○問題とは何か
- (キ) 大学との共同研究に係るシンポジウム（研究成果発表会）発表用資料
- (ク) ○○/○/○ ○○ 記事（案）
- (ケ) 動画「○○」完成披露試写会チラシ
- (コ) 「（○○大学）動画脚本_○○.docx」

イ 実施機関は、条例第8条第1項第1号該当性及び同項第4号該当性を理由に全て非公開としているとともに、条例第9条第1号の主張を追加していることから、その妥当性を検討する。

ウ 条例第8条第1項第1号の該当性について

- (ア) (3) アの要件に基づいて以下のとおり検討する。
- (イ) 公開しないこととした資料等のうち「（○○大学）動画脚本_○○.docx」以外はすべて共同研究事業を行った大学の教員が作成した資料であり、「（○○大学）動画脚本_○○.docx」は府職員が作成したものであるが、○○大学の教員が作成した資料に基づいて作成されたものであることから、法人の事業に関する情報といえる。
- (ウ) 実施機関は、公開しないこととした資料等について、公開することによって当該大学の社会的評価及びブランドの低下につながり、法人の正当な利益を害すると主張する。

この点、前記「学生の氏名」についての非公開妥当性の検討で示した通り、動画試写会後、学生に対する誹謗中傷があったことに加えて、大学に対しても批判が起こったということであった。しかし、大学及び実施機関においては、当該動画が取り扱う題材については、社会的に評価が分かれ、議論が多いものであることを認識した上で、なお試写会を行うこととしたと考えられ、学問的追及の一環としての活動とすることができるため、公開しないこととした資料等を公開したとしても、一部これに批判的な意見が出されたことをもって大学の社会的評価等を下げると解することはできず、大学の「正当な利益を害する」とは認められない。

- (エ) 以上から、公開しないこととした資料等については、要件4には該当するが、要件5には該当せず、条例第8条第1項第1号には該当しない。

エ 条例第8条第1項第4号の該当性について

- (ア) (4) アの要件に基づいて以下のとおり検討する。
- (イ) 公開しないこととした資料等はすべて共同研究事業に関するものといえ、府の機関の事務に関する情報といえる。
- (ウ) 動画、「大阪府人権啓発動画脚本プロットVer0.01」、「大阪府人権啓発動画脚本Ver2.00」及び「（○○大学）動画脚本_○○.docx」について以下検討する。

当審査会で見分したところ、当該4つの資料については、本件の共同研究事業に基づいて○○大学が作成した本件動画、これを場面ごとに切り取った画像、当該動

画のプロット、脚本及び動画を文字起こしした部分で構成されている。

動画については、大半の場面で学生が映されている。前記「学生の氏名」についての非公開妥当性の検討で示したとおり、大学で実施された動画試写会後、学生個人が誹謗中傷の対象とされたことを鑑みると、参加した学生の映像が公開されれば、再度学生個人が誹謗中傷に晒される蓋然性があるといえる。

また、プロット、脚本及び文字起こしした部分については、制作に学生が深くかかわっており、学生の思想や学生生活に密接に関連する情報である。脚本を公開することにより、ほかの情報と照合することで、参加した学生について特定することが容易になるといえる。過去に当該動画の内容について第三者から批判が寄せられ、それが学生個人への誹謗中傷につながり、動画の公表を取りやめたという経緯からすると、これを再度公開すると、同様の誹謗中傷が発生することが相当程度の確度で予想され、また、学生においてそのような事態につながるのではないかという危惧感を抱かせることになれば、同人らの平穏な生活を侵害するおそれがあるといえる。そして、実際に誹謗中傷が再燃すれば学生個人の名誉感情や自尊心が著しく害されることとなるといえる。

人権局が実施する事業は、人権施策に基づき、人権教育や人権啓発を広く行うことを目的としているといえ、平穏な生活を侵害することや、名誉感情を害するおそれがある中で、その情報を公開することは、人権の意義や価値についての理解を深め、全ての人の人権を尊重する態度や行動を身につける人権教育や啓発を行うことを目的としている人権局の事務事業に対して、関係者の理解、協力を得ることを著しく困難にするものといえる、ゆえに、事務の適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるといえる。これは現実的なおそれといえ、法的保護に値する蓋然性があるといえる。

なお、「大阪府人権啓発動画脚本プロットVer0.01」及び「大阪府人権啓発動画脚本Ver2.00」については、未公表著作物として公表権侵害になる可能性も否定できない。

以上から、上記4つの資料については、条例第8条第1項第4号に該当し、非公開が妥当である。

(エ)「〇〇/〇/〇@大阪府共同研究 〇〇〇〇問題とは何か」について以下検討する。

著作物については、地方自治体等は、著作権法（昭和45年法律第48号）第42条の2に基づき各自治体の情報公開制度に基づいて著作物を利用することができる。また、未公表著作物については、地方公共団体に提供した場合は、公開決定までに反対の意思を表示しない限り、公開について同意したものとみなすとされる（著作権法第18条第3項第3号）。

著作物のうち、「〇〇/〇/〇@大阪府共同研究 〇〇〇〇問題とは何か」は当審査会が確認したところ、授業で使用しただけの資料であり、公表されたものではない。これについては、本件の文書の公開について著作者から反対意見が出されているところ、これを公開することで、公表権を保護しようとする著作権法の趣旨を没

却することとなるため、著しい事務支障を及ぼすおそれがあるといえる。これは現実的なおそれといえ、法的保護に値する蓋然性があるといえる。

以上から「〇〇/〇/〇@大阪府共同研究 〇〇〇〇問題とは何か」については、条例第8条第1項第4号に該当し、非公開が妥当である。

(オ) 「〇〇年〇月〇日大阪府共同研究議事録」、「〇〇/〇/〇 〇〇作成 大阪府警 TELメモ」、「大学との共同研究に係るシンポジウム（研究成果発表会）発表用資料」、「〇〇/〇/〇 〇〇 記事（案）」及び「動画「〇〇」完成披露試写会チラシ」について以下検討する。

上記資料のうち、「〇〇年〇月〇日大阪府共同研究議事録」及び「〇〇/〇/〇 〇〇作成 大阪府警 TELメモ」については、著作物には該当しないと考えられる。

「大学との共同研究に係るシンポジウム（研究成果発表会）発表用資料」については、府が実施した、シンポジウムにおける発表資料に当たる。「〇〇/〇/〇 〇〇記事（案）」については、ほぼ同内容が〇〇大学のホームページに掲載されている。「動画「〇〇」完成披露試写会チラシ」については、動画の試写会が行われる際に広く頒布されたものと考えられる。以上のことからすると、いずれも未公表の著作物と考えることはできない。

加えて、すでに公表されていた各資料を公開することによって、公表権を侵害することはない。また、以下で検討する条例第9条第1号に該当する部分を除いて、既に広く発表されている内容について公開したとしても、人権局の事業に対しての事務支障は想定することができない。以上から条例第8条第1項第4号に該当しない。

オ 条例第9条第1号の該当性について

「公開しないこととした資料等」には、「〇〇年〇月〇日大阪府共同研究議事録」の学生の氏名、「大学との共同研究に係るシンポジウム（研究成果発表会）発表用資料」の学生の氏名及び写真、「〇〇/〇/〇 〇〇記事（案）」の学生の氏名及び写真並びに「動画「〇〇」完成披露試写会チラシ」の学生の氏名及び写真といった個人情報が含まれることから、条例第9条第1号の該当性について検討する。

この点、前記「3（2）イ（ア）」のとおり、学生の氏名については、条例第9条第1号に該当する。また、写真については要件1、2に該当し、氏名同様に写真を公開することで、再度学生個人が誹謗中傷に晒される蓋然性があるといえ、本件のように権利侵害の蓋然性が高い状況では、当該写真は一般的に他人に知られたいと望むことが正当であると認められ、要件3に該当する。ただし、「〇〇/〇/〇 〇〇記事（案）」の一部写真については請求当時から公表されており、一般的に他人に知られたいと望むことが正当であると認められない。

よって、公表されていた写真以外については条例第9条第1号に該当し、非公開が妥当である。

カ 「府警の係名」及び「府警の担当者名」について

「〇〇/〇/〇 〇〇作成 大阪府警 TELメモ」については、「府警の係名」及

び「府警の担当者名」が記載されているところ、前記「3（6）ウ及びエ」のとおり、それぞれ条例第8条第1項第4号又は同項第5号に該当し、非公開が妥当である。

4 審査請求人が存在を主張する文書について

(1) 審査請求人の主張する文書について

対象文書とすべき文書の存在について審査請求人と実施機関との間に争いのあるものがある。そこで、その文書の存否について、以下検討する。

(2) 各文書の検討について

ア 「令和3年度インターネット上の人権侵害の解消推進事業 共同研究申請書」について

当審査会において実施機関に確認したところ、(a)当該申請書は〇〇に加盟する大学向けに使用を予定したものであり、〇〇大学はそれに応募したのではなかったこと。(b) 〇〇大学は、実施機関の呼びかけにより、対象文書メール等1により、共同研究への参加の意思を表明していたこと。(c)実施機関は、対象文書メール等1を受け取ったことから、共同事業への参加のために申請書の提出を〇〇大学には求めなかったこと、とのことであった。

これらの事実からすると、実施機関の事務の進め方の適否はともかく、上記申請書が存在しないことは不合理であるとまではいえない。

イ 「メール等16」3頁にて示されている大阪府職員の疑問に対する〇〇大学側の回答等、関連文書等について

当該回答については、対象文書「メール等16」において大阪府職員が撮影現場を訪問するまでに返事ができるようにする旨の記載がある。

また、当審査会がこれについて実施機関に質したところ、実際に大学関係者及び当該職員が会った際に口頭により説明がなされたという説明があった。

これらのことからすると、当該内容については、口頭でのやりとりがなされたと考えられ、当該文書が不存在であることについて不合理とまではいえない。

ウ 「メール等42」2頁にて言及されている「局内説明用の資料」及び関係文書等、「メール等46」2・4頁にて言及されている「大阪府の方針」に係る文書等並びに本件啓発動画の大阪府としての取扱方針（使用方法等）について示した文書等及び関連文書等について

実施機関は、動画試写会後、動画の活用等について検討する資料を作成する予定であったが、中断したため、関係文書等は存在しないと主張する。

この点については、当審査会において実施機関に質したところ、実施機関は以下のように説明した。(a)令和4年3月初旬ごろは、動画の活用について局内説明用の資料を作成しかけていたものの、(b)令和4年2月28日の動画の完成披露試写会後、〇〇大学の学生に対して誹謗中傷を含む攻撃的な言動が起り始め、令和4年3月末から同年4月にかけて、インターネット上において動画について批判的意見を含む騒動に発展しており、(c)このような状況下で、〇〇大学から人権局あてに、関係し

た学生達の心身の安全を最優先に守ることを理由に、本件動画や関係書類等について、実施機関が公表することは一切不可という内容の連絡があったこと、(d)この連絡を受けて、実施機関は動画の活用等を控えることとした、とのことであった。

これについて、当審査会が対象文書のメール等において確認したところ、以下のとおりであった。(a)令和3年11月27日のシンポジウム後も庁内で当該動画を使用することについては大学教員と実施機関の職員の共通の認識となっており、相互でやり取りがされていたこと、(b)令和4年3月1日のメール等42では、同年2月28日に提供された動画データをもとに局内説明用資料を作成しているところである旨の記載があること、(c)大学での試写会後すぐに学生個人を攻撃する投稿がされていたことが確認できる一方、(d)本件動画や関係書類等について公表することは一切不可という内容の連絡があったことについては記録等がなく、確認することができなかった。

〇〇大学からの本件動画の公表は一切不可との申入れについて、仮に申入れがあったとすれば、文書の提出を求めることが通常であると考えられ、加えて、実施機関においては、これまで動画の活用に向けて検討している中で、その方針を転換するのであるから、それを報告するための文書が作成されてしかるべきであるといえる。しかしながら本件では、申入れの内容について〇〇大学から文書の提出を求めることもなく、また、方針を転換したことについて文書で記録に残すこともしておらず、庁内で動画を活用することについての全ての連絡調整、意思決定が口頭で行われており、文書は不存在であるとのことであった。これは、意思形成過程について記録することとしている大阪府行政文書管理規則（平成14年大阪府規則第122号）の規定からすると、通常では考えられない。

エ 本件啓発動画の大阪府公式Youtubeチャンネルでの公開を中止した経緯に係る文書等について

実施機関は、動画試写会後、動画の活用等について検討する資料を作成する予定であったが中断したため、関係文書等は存在しないと主張する。

この点、実施機関の説明によると、公式チャンネルに公開する動画はもともと共同研究を受けて大阪府が作成した動画を想定しており、〇〇大学が作成した本件の動画については、公開することを想定していなかったとのことであった。

しかし、対象文書メール等21においては、大阪府公式サイトにアップして各大学に公開させていただくといった記述もあることが認められる。

これらのことからすると、〇〇大学が作成した本件動画を大阪府公式サイトに掲載することを含めて、検討事項に挙がっていたということが窺われる。それにもかかわらず、実施機関内部で意思決定を行うに際して全ての検討及び連絡調整が口頭で行われ、文書が作成されることはなく、不存在であるというのは、ウと同様、通常では考えられない。

オ 「メール等52府民の声・公開質問状」17-21頁の公開質問状に対し、16頁のとおりの回答案を作成していながら回答を行わなかった経緯や府庁内意思決定等に関する

る文書等について

実施機関は、関係文書等を作成していないため、存在しないと主張する。

実施機関によると、当該回答案については作成し、府民の声に掲載して回答することを予定していたが実際掲載した形跡がないまま、今日に至っているとのことである。このことからすると、実施機関は回答案を作成したものの、決裁には至らず、結局回答をしていないと解するのが相当であって、その適否はともかく、当該文書が不存在であることについて不合理とまではいえない。

カ 本件に係るインターネット上の反応に関する文書等について

実施機関は、関係文書等を作成していないため、存在しないと主張する。

弁明書によれば、「インターネット上で当該大学、担当教員、共同研究に参加した学生への批判的な投稿や、学生の個人情報晒されるなどの被害が生じていると当該大学から報告があったため、実施機関で調査したところ、事実であることを確認した」との記載がある。

そうであるならば、学生の個人情報が曝されるなどの被害が生じていることを示す文書を実施機関は取得し、これに係る文書を作成し、これに対する対策等を検討しているはずであり、かかる文書が一切存在しないというのは通常は考えられない。

キ 本件に係る府庁内情報伝達・報告関係文書等（府知事や関係部門等への報告文書等）について

実施機関は、関係文書等を作成していないため、存在しないと主張する。

審査会において実施機関に質したところ、実施機関は、本件動画については共同研究の枠外の扱いとして、正式な文書を作成せず、上司等へは口頭でのみ報告を行っていたと回答した。

しかしながら、本件の〇〇大学との共同研究については、大阪府の事業として実施しているものであることから、何等かの報告書類が作成されるのが通常である。仮に本件動画については、共同研究事業外で大学が単独で研究、作成したという位置づけであったとしても、大阪府として作成段階から内容について意見交換をしており、またその活用を検討していたことからすれば、本件の動画の取扱いについて、全ての連絡調整が口頭で行われ、文書が不存在であるというのは、通常では考えられない。

- (3) 以上のように、審査会は、審査請求人が本件決定において公開対象とすべきと主張するもののその存否を巡り審査請求人と実施機関との間で争いのある文書について、事務局を介して、その存否を可能な限り調査した。その結果、ウ、エ、カ、キのように、実施機関において作成・保管されるのが通常であると考えられる文書でありながら、その存在を確認することができないものがあつた。これは、本来作成されるべきであつた文書が作成されていなかったということであり、以下6のように付言する。

5 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

6 付言

当審査会の判断は上記のとおりであるが、以下の点について付言する。

(1) 情報公開請求の対応について

本件において、実施機関が情報公開請求を受け、文書の特定、公開非公開等の判断、公開の実施を行う中で、非公開事由の記載と実際の非公開部分の態様に齟齬があることが散見される。

実施機関においては大量の文書の公開、非公開判断を行う必要があるが、非公開事由はいずれも権利保護のための規定であることから、その判断は慎重に行うべきであることに留意されたい。

(2) 文書の作成、取得、保管について

実施機関は、4(2)において、審査請求人が指摘するような文書は作成、取得、保管していないとのことであった。

しかしながら、大阪府行政文書管理規則第13条第1項では、事務及び事業を行うに当たっては、「経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、文書（電磁的記録にあつては、電子文書に限る。以下この条において同じ。）を作成するものとする。」とされている。同規則運用解釈においても、同項は、最終の意思決定に係る起案から決裁までの行為のみを指すものではなく、事務及び事業の計画・立案から結果までの過程で行われる、府民、事業者、団体、公職者等からの要望等（単なる照会や問合せを除く。）や国、他の地方公共団体等との協議等で、意思決定における判断要素となり得るものや組織として検討に付すもの等についても文書を作成することを求めているとされている。

上記のことからすると、本件の共同研究事業については事務・事業の検証ができるように必要な事項を記載した文書を作成しておくべきであり、更に、本件動画を使う予定を変更した以上はその変更に至る経緯を説明できるだけの文書を作成・受領しておくべきであったといえる。これを全て口頭で行っていたという実施機関の状況は、大阪府が事務の適正かつ能率的な遂行を図り、府における行政文書の公開等の制度の円滑な運用に資するため、大阪府行政文書管理規則に基づいて文書管理事務を遂行しようとする趣旨を没却するものであり、当審査会としては、遺憾の意を表せざるを得ない。今後、文書を適切に作成・取得・保管することについて十分留意されたい。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

海道 俊明、近藤 亜矢子、榊原 和穂、高野 恵亮、荒木 修、小谷 真理、
島尾 恵理、福島 力洋

別表「公開が妥当と判断した部分」

別紙①	「動画のコメント」とされた部分（大学名を含む。）
	「個人の意見」のうち「メール等19」に含まれる部分
	「動画試写会の出席者」とされた部分（お礼に関する記述及びメール内容部分を含む。）
	「大学名」
	「法人のメールアドレス」
	「メール等52府民の声・公開質問状」3頁「府民の声」欄の1行目1文字目から2文字目、同4頁「府民の声」欄の1行目1文字目から2文字目及び2行目2文字目から7文字目、同5頁「府民の声」欄の1行目1文字目から2文字目、同6頁「府民の声」欄の1行目1文字目から2文字目及び2行目1文字目から2文字目、同7頁「府民の声」欄の1行目1文字目から2文字目、同8頁「件名」部分、同11頁「府民の声」欄の1行目16文字目から17文字目、同13頁「府民の声」欄の1行目1文字目から2文字目及び20文字目から34文字目、同26頁「番号」127976「【声】原文」欄のうち2行目19文字目から25文字目及び「番号」127975「【声】原文」欄のうち1行目4文字目から27文字目、並びに同27頁「番号」127944「【声】原文」欄のうち2行目20文字目から34文字目
別紙②	「〇〇年〇月〇日大阪府共同研究議事録」の学生の氏名以外
	「大学との共同研究に係るシンポジウム（研究成果発表会）発表用資料」の学生の氏名及び写真以外
	「〇〇/〇/〇 〇〇 記事（案）」の学生の氏名及び写真のうち文書1枚目の2枚の写真以外
	「動画「〇〇」完成披露試写会チラシ」の学生の氏名、写真及び担当教員のメールアドレス以外
	「〇〇/〇/〇 〇〇作成 大阪府警TELメモ」の「府警の係名」及び「府警の担当者名」以外

※別紙①該当部分については、「公開しないことと決定した部分」における「非公開部分」に記載された項目名による。

※処分庁による部分公開決定通知書別紙に記載された「公開しないことと決定した部分」の行番号については、対象文書における非公開箇所との間に一部不一致が認められる。

これらは、処分庁における事務処理上の誤記と判断されるため、本答申における「公開が妥当と判断した部分」の審理に当たっては、部分公開決定通知書別紙に記載された行番号にかかわらず、対象文書における実際の非公開箇所を基準として特定し、判断した。